

彩の国の鎌倉をめぐるバスツアー業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

彩の国の鎌倉をめぐるバスツアー

2 委託期間

委託日から令和5年2月28日まで

3 目的

畠山重忠・比企一族ゆかりの地や県内の観光地を周遊するツアーを企画し、埼玉県内への誘客を図る。

4 業務の内容

畠山重忠・比企一族ゆかりの地を中心に、埼玉県内の観光地を巡る周遊バスツアーの企画・運営に必要な業務及び付随する業務一式

(1) 方針

畠山重忠・比企一族ゆかりの地や、埼玉県内の魅力的な観光地を巡るツアーとすること。

(2) 業務内容

ア 埼玉県内の観光地を周遊するツアーを20本以上企画、催行すること。

イ 埼玉県の魅力伝えるツアーの企画とすること。

ウ ツアー毎に必ず1か所以上畠山重忠・比企一族ゆかりの地を訪れること。

エ スポットの選定には、県が発行した「彩の国の鎌倉をめぐる Guide Book」を参考にすること。

オ ツアーのタイトルは事業の目的を踏まえて設置すること。

カ 参加の申込み先は受託者とし、参加者への連絡等、必要な手続きは受託者が行うこと。

キ 事業実施中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応や苦情処理を的確に行える体制をとること。

カ 県外からの誘客を促進するため、県外発着のツアーとすること。

(3) その他

ア コース毎に添乗員が同乗して対応する等、事業が安全・円滑に実施できる体制をと

ること。

イ 訪問先での見学・体験内容については、参加者が興味を持ちやすくする工夫をすること。

ウ ツアーの参加者に埼玉県の魅力が十分に伝わるような企画内容とし、参加者に対してアンケートの実施等を行い事業の成果を把握すること。

エ 最小催行人数は15人程度とすること。

オ 新しい旅のエチケットを遵守し、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。

カ 飲食店を利用する際には彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けた飲食店を利用すること。

キ その他、事業の目的達成のための有効な独自の手法等（SNS での発信による集客等）がある場合は、提案すること。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。報告書には、ツアー概要、集客数等を一覧にまとめたリストを添付することとする。

提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

5 権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係含め、原則、受託者で手配するものとする。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。

(2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、発注者が成果物以外に使用する際には、発注者、受託者で協議・許諾等を要するものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者に権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 その他留意事項

(1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、本委託業務の履行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなる場合は、速やかに県と協議すること。
- (9) 他のバス事業者等への支援のための事業による補助金、助成金等を重複して交付を受けてはならない。ただし、Go Toトラベル事業、県内観光促進事業等、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた、消費者に還元される事業による補助金、助成金等との併用は可とする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955